

音声スクリプト②

それでは、これから総合教養の試験を始めます。

メモ用紙を開き、講義を聞いてください。

今日は夫婦別姓についてお話ししたいと思います。

夫婦別姓とは、婚姻の際に苗字、法律上は氏といますが、苗字を統一せず、夫婦の双方が婚姻前からの苗字を保持し続ける制度のことをいいます。

これに対し、現在の日本の法律では、夫婦は婚姻の際に夫か妻のいずれかの苗字に統一することと定められています。これを夫婦同姓といいます。

婚姻をするには、夫婦のどちらかが苗字をかえなければいけないのですが、それまで使ってきた苗字、氏名に愛着があり、苗字をかえることに抵抗を感じる人も多いでしょう。その中には婚姻届を出さないという選択をする人もいます。法的には婚姻をしていないわけですから、相続などで婚姻をした夫婦と異なる扱いを受けることとなります。夫婦別姓を認めない現在の制度に問題はないのでしょうか。

この点を考える前に、まず、歴史的に夫婦の氏がどのように決められてきたかを見てみましょう。江戸時代には、そもそも農民、町民には苗字、氏の使用が認められていませんでした。明治になって平民にも氏の使用が認められることになり、後に氏の使用が義務付けられました。妻の氏については、実家の氏を使用することと定められており、制度上は夫婦別姓となっていました。しかしながら、実際には、妻が夫の氏を通称として使用することが多かったとされています。

その後、明治31年に成立した旧民法により、制度が大きく変わりました。旧民法には、現在の民法にはない「家制度」がありました。これは、時代劇に登場する武士の家庭のイメージに近いもので、祖父や父親といった戸主（こしゅ）が、家族の婚姻について同意権をもつなど家族を統率する権利が認められていました。そして、「家」に所属する者は、「家」の氏を名乗ることとされ、婚姻をする際には、妻は夫の「家」に入ることとされました。つまり、妻が婚姻により、夫の「〇〇家」に入る、その結果、妻は「〇〇」という夫の「家」の氏を名乗るという制度に変わったのです。これが、日本で夫婦同姓が法律で定められた最初の

事例です。

その後、日本が第二次世界大戦に敗れたことで、様々な近代的制度を改めることになり、その一環として、昭和22年に民法が改正されました。この改正によって、「家制度」は廃止され、夫婦の氏は、婚姻の際の選択に従い、夫か妻のどちらかの氏を用いることとされました。この制度が現在まで約70年続いています。

この改正は、慣習化していた夫婦同姓を残しつつ、男女平等の観点から、夫か妻のどちらかの氏を選択できるようにしたものです。選択できると言っても、現実的には夫の氏を選択するケースが圧倒的に多かったのですが、当時は女性は結婚すれば専業主婦となり、家庭内において家事、育児をするという夫婦が多かったことから、女性が婚姻により氏を変更しても不都合が少なかったため、問題があるとは考えられませんでした。

ところが、女性の社会進出が進むにつれ、氏を変更することの問題が意識されるようになりました。結婚前に働く女性が増えただけでなく、結婚後も仕事を続ける女性が増えました。そうすると、結婚前の氏を使用して働くことで個人的な信用や評価を得ても、結婚で氏が変わることによって、同一人物であるという個人の識別、特定が難しくなる事態が生じました。このような不利益は、女性の社会進出に伴って晩婚化が進み、結婚前の氏を使用して働く期間が長くなっていったことでより大きな問題となり、夫婦別姓を認めるべきではないかということが議論されるようになりました。

一口に夫婦別姓といっても、原則別姓とする原則夫婦別姓、婚姻時に夫婦同姓か別姓かを選ぶ選択的夫婦別姓など、色々な制度が考えられます。また、夫婦の姓に加えて、生まれてくる子供の姓をどうするかという問題もあります。

法務省に法制審議会という機関があって、法務に関する基本的事項を調査、審議しているのですが、その法制審議会が平成8年に民法の一部を改正する法律案要綱を発表し、選択的夫婦別姓の採用を提案しました。しかしながら、伝統的な家族のあり方を重視する保守層からの反対が根強く、20年近くたった現在でも民法改正には至っていません。

そのような状況下で、平成27年12月16日、最高裁判所が、夫婦同姓を定める民法の規定が憲法に違反するか違反しないかの判断を示しました。ニュースや新聞でも大きく報道されたので、ご覧になった方も多いと思います。この裁判は、最高裁判所の15名の裁判官が担当しており、意見がわかれた場合には多数決によることになっていたのですが、10名の裁判官が憲法に違反しないとの結論をとりました。結論に至った理由を少し詳しく説明すると、この裁判では、夫婦同姓を定める民法の規定が、①「氏の変更を強制されない自由」を侵害し、憲法13条に違反しないか、②96%以上の夫婦が夫の氏を選択しており、ほとんど女性だけに不利益となっていることから法の下での平等を定めた憲法14条1項に反しないかなどといった争点がありました。

まず、①「氏の自由を変更されない自由」という点について、最高裁は、そのような自由が憲法上の権利として保障されているとまではいえないと判断しました。憲法には、例えば信教の自由や表現の自由のような人権に関する規定があります。では、憲法に書かれていない

権利は一切認められないかという点、そうではありません。憲法13条は、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めており、この条文を根拠に、プライバシー権など、憲法ができた頃にはあまり重要とは考えられなかった新しい権利についても、憲法上の権利として認められるようになっていきます。この裁判で、「氏を変更されない自由」も憲法13条を根拠に認められるかが争われたのですが、最高裁は、これを否定したのです。

次に、②法の下での平等に反しないかという点ですが、最高裁は、民法では夫または妻の氏をどちらかを選ぶこと、どちらを選ぶかは夫と妻の話し合いで決めるということが定められているだけで、法律上は差別的な取扱いはない、現実には夫の氏を選択する例がほとんどであるとしても、それは民法の規定の仕方によって生じた結果ではない、として法の下での平等にも反しないと判断しました。

このような多数意見に対して、5名の裁判官は、民法の規定が憲法に違反するという立場をとりました。とくに、15名の裁判官のうち女性は3名ですが、女性3名全員が憲法違反と判断したことが注目されています。憲法24条で、婚姻、家族に関する事柄に関しては、法律は、個人の尊厳と両性（男性と女性）の本質的平等に立脚してつくられなければならないと定められています。3名の女性裁判官による少数意見は、ほとんどの夫婦で妻のみが氏を変更することによる負担を受けており、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないとして、民法の規定は憲法24条に違反するとの判断したのです。

さて、最高裁判所の多数意見により、現時点において民法の規定が憲法に違反しないという判断が出たわけですが、将来にわたって現在の制度が変わることなく維持されるのでしょうか。

まず理解していただきたいのは、法律というものは、あくまで人間が作ったルールだということです。自然法則のように不変のものではなく、唯一の正解があるものではありません。その時代、その国にどのようなルールがふさわしいかを考え決めていくもので、時代に合わなくなった法律は改正されます。夫婦別姓についても、夫婦や家族のあり方についての社会全体の意識が変化すれば、それに合わせたルールが作られる可能性は十分にあります。

法務省が平成24年に「家族の法制に関する世論調査」を行ったのですが、その中で、夫婦別姓についても調査をしています。質問は四択で、夫婦の姓について、①夫婦は同じ姓を名乗るべきで現行の制度を改める必要はない、②法律を改めて選択的夫婦別姓を認めても構わない、③夫婦は同じ姓を名乗るべきだが、希望する者には婚姻前の姓を通称として使用できるよう法律を改めることは構わない、④わからない、のいずれかを選ぶという形式のものでした。この結果によれば、選択的夫婦別姓を認めても構わないと回答したのは全体の35.5%、それに対し、現行の制度を改める必要はないと回答したのが全体の36.4%で、わずかに現状維持派が上回る結果となりました。

もっとも、より詳細に結果を分析すると、世代によって大きく傾向が異なることが分かります。若い世代ほど選択的夫婦別姓の導入に寛容な人が多く、年代が上がるにつれて少なくなっているのです。例えば、20代では選択的夫婦別姓を認めても構わないと回答したのが全

体の47.1%、現行の制度を改める必要はないと回答したのが全体の21.9%ですが、70歳以上の方になると、選択的夫婦別姓を認めても構わないと回答したのは20.1%で、現行の制度を改める必要はないと回答したのが58.3%となっています。家族や夫婦のあり方についての考えについて、世代間で大きなギャップがあることがわかります。また、性別でみると、20代、30代、40代では、男性より女性の方が選択的夫婦別姓を認めても構わないと回答した割合が高くなっており、20代女性では53.3%と過半数を超える割合となっています。これから結婚をする、あるいは結婚をしてそれほど時間がたっていない世代の女性が、このような意見を持っていることは軽視できないでしょう。

「選択的夫婦別姓を導入しても構わない」という考え方は、夫婦同姓と夫婦別姓のどちらがいいかという議論ではなく、自分が夫婦同姓を希望するとしても、他の夫婦が別姓を希望したときに、その選択を認めるかという議論です。

個人の尊重が重視される時代に育った若い世代の方は、「自分たちが結婚する時にどうするかは別として、結婚前の苗字を名乗りたいという人には名乗らせてあげたらいいじゃないか」と考える人が多くなっているということが言えるでしょう。おそらく今後もその傾向は変わらないと思われます。ですから、同じような世論調査を行った場合に、世代を問わない全体の割合でも、選択的夫婦別姓を導入しても構わないという回答が、現行制度を改める必要はないという回答を上回るときがそう遠くない将来にやってくるでしょう。

そして、社会の意識、国民感情が変わり、そのような状態が長く続けば、法改正を求める声が大きくなり、反対する声は小さくなっていくでしょう。

海外へ眼を向けると、かつてはドイツなど、夫婦同姓を定めていた国もありましたが、夫婦別姓を求める世論にこたえて法改正がなされ、選択性が採用されました。現在、夫婦同姓が強制される国はほとんどないと言われています。

時期がいつになるかまではわかりませんが、日本においても、将来的には、少なくとも選択的夫婦別姓又はそれに類似した制度に改められる可能性が高いと言えるのではないのでしょうか。